

日 卸 薬 発 第 14 号

2021 年 8 月 1 日

常任理事（ブロック長）各位
理事（支部長） 各位

日本医薬品卸勤務薬剤師会
会 長 師 尾 仁
(公 印 省 略)

コンプライアンスの徹底について

平素は、本会の運営及び事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る、6 月 30 日、日本医薬品卸売業連合会の複数の会員構成員に対して、独立行政法人地域医療機能推進機構を発注者とする医療用医薬品の入札に関して、独占禁止法違反による有罪判決が言い渡されました。

7 月 2 日には、日本医薬品卸売業連合会会長から、会員代表者及び会員構成員代表者に対して「コンプライアンスの徹底について」の通知を発出し、今後、全ての役員並びに従業員が独占禁止法はじめ関係法令を遵守することはもとより、疑わしい行動は一切行わないなど二度とこのような事態を引き起こすことがないように、コンプライアンスを徹底していただくよう要請されたところです。

つきましては、日本医薬品卸勤務薬剤師会の会員におかれましても、今回の事態を機に、今一度、各会員及び准会員のそれぞれが、コンプライアンスに関するルールを適切に遵守するとともに、JGSP（GDP 国際整合化対応版）に則った業務をしていただいているか、再点検していただきますようお願い申し上げます。